

## 助成金交付基準

平成 20 年 5 月 30 日市民まちづくり局理事決裁

平成 21 年 9 月 9 日最近改正

平成 27 年 6 月 16 日最近改正

令和 3 年 2 月 1 日最近改正

## 1 助成金審査基準

## ＜団体指定助成・分野指定助成・テーマ指定助成の共通基準＞

	項目	説明	評価のポイント
①	市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できるだけ多くの市民ニーズを具体的に把握している。</li> <li>○ 市民ニーズを的確に反映させた内容になっている。</li> <li>○ 事業内容が独断的になっているなどの偏りが無い。</li> </ul>
②	効果性	事業を行うことにより、不特定多数の利益やまちづくりに寄与するなど、公益的な効果が見込める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の効果が不特定多数に波及するものになっている。</li> <li>○ 多くの市民が関わり、参加できる仕組みがある。</li> <li>○ 事業実施により具体的な効果が期待できるものである。</li> </ul>
③	実現可能性	事業の実施体制などの面で自立性を確保しており、立案した予算の内容に無理や無駄がなく、人的・資金的・物的・環境的な面で実現が可能である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業計画に具体性はある。</li> <li>○ 事業計画は現実的である。</li> <li>○ 収支計画に無理がなく、不必要な経費の支出がない。</li> <li>○ 事業を適切に実施できる体制が整っている。</li> </ul>
④	全体の整合性	事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、事業を構成する各要素が互いに合理的につながっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業目的を実現するための手段や方法等が適切である。</li> <li>○ 事業を構成する各要素が互いに合理的につながっている。</li> <li>○ 事業全体として無理、無駄、不合理はない。</li> <li>○ 事業全体が体系立っている。</li> </ul>

＜分野指定助成及びテーマ指定助成の基準＞

	項 目	説 明	評価のポイント
①	先取性・先駆性	地域、暮らし、社会に関する課題の解決に結びつく問題提起があるなど、時代を先取りした新しい取組みで、他の市民まちづくり活動団体の見本となる先導的な内容である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域課題解決のための問題提起やまちづくりに向けた提案が含まれている。</li> <li>○ 事業を効果的に進めるための創意工夫やアイデアがある。</li> <li>○ 時代を先取りした新しさがある。</li> <li>○ 他の活動団体の見本となる重要な取組である。</li> </ul>
②	発展性	事業が将来に向けて持続していくか、事業の効果が広く地域に普及していくことが見込まれるとともに、今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業が一過性のものに終わらず、何らかの形で影響が持続又は普及すると考えられる。</li> <li>○ 今後、当該事業が事業対象の拡大や事業内容の改善等を行いながら発展していく可能性がある。</li> </ul>

## 2 審査における採点・助成金配分方法

### (1) 採点方法

評価内容	大いに認められる	認められる	やや認められる	認められない
評 点	4	3	2	1

① 団体指定助成

全4項目×4点=16点満点/1人 ⇒ 16点×5人=80点満点

② 分野指定助成・テーマ指定助成

全6項目（共通項目4項目+2項目）×4点=24点満点/1人 ⇒ 24点×5人=120点満点

### (2) 助成金配分方法

① 団体指定助成

評点の合計が、4項目×2点×5人=40点以上の場合には、原則、寄附金額を上限として、助成金に充てることができる。

※ 40点未満の場合は、事業計画等を再提出してもらうこととする。

② 分野指定助成・テーマ指定助成

公開による事業説明会を開催し、審査を行う。ただし、促進テーブルが必要と認める場合は、事業説明会を開催する前に、提出された書類による選考を行うことができるほか、公開による事業説明会を行わず、提出された書類により促進テーブルの審査を行うことができる。

ア) 評点の合計が60点以上の場合には、原則、助成対象事業とする。

ただし、助成枠や点差などにより、助成金を振り分ける必要がある場合は、以下のとおりとする。

●助成金振り分け区分

A) 評点の合計が90点以上の場合、原則、申請額全額に助成金を充てる。

ただし、90点以上の対象事業の合計が、助成枠を超えた場合はこの限りではない。

B) 評点の合計が60点以上90点未満の場合、助成枠、点差などを考慮し、審査部会委員の協議により助成額を減額または、対象事業から除外することができる。

イ) 助成額は、団体から提出された事業計画書及び収支計画書等により、節約可能分や不用な項目を勘案し、希望額から減額することができる。

ウ) 申請団体の希望する金額に満たない額の助成金を振り分けた場合は、当該団体に対して、事業実施が可能かどうかの確認を行ったうえで、助成を行う。もし、当該団体がその金額での助成を受け入れることができない場合、助成しないこととし、その金額の用途は市民まちづくり活動促進テーブルの協議を経て決定する。

(注) 上述の助成金配分方法における基準となる点（以下「基準点」という。）は、審査部会委員5人によるが、止むを得ない事由により、委員が審査を行うことができない場合、審査を行う委員の人数に比例した点数に変更し行う。

